

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西脇市は国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県西脇市長

## 公表日

令和1年6月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険の資格・給付に関する事務とは、次のことを指す。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申し出)の受理、申請等に係る事実診査又は申請等に対する応答に関する事務</li><li>2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、特別療養証明書に関する事務</li><li>3. 保険給付の支給に関する事務</li><li>4. 保険給付の一時差止めに関する事務</li><li>5. 保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務</li></ol> <p>&lt;特定個人情報の利用について&gt; 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得)</li><li>②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</li></ol> <p>II. 個人番号の利用</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。</li><li>②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</li></ol> <p>III. 特定個人情報の提供・照会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会を行う。</li></ol>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の項番30 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報が含まれる項:1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49条 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの):42の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)が国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの):43の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの):44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西脇市 くらし安心部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605 西脇市役所 くらし安心部 保険医療課 電話:0795-22-3111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605 西脇市役所 くらし安心部 保険医療課 電話:0795-22-3111(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

